

広報

なぎじん

No. 103

1984年6月

村章

(毎月1日発行)

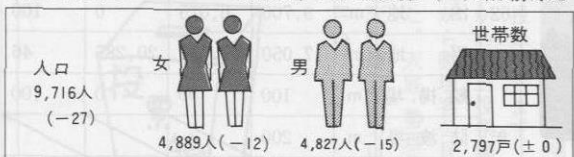


▲古宇利のホー岬

本村字古宇利にあるホー岬。本島から見ると丁度逆に位置するため、村民には馴染が薄い。しかし古宇利区民にとっては、昔から漁場として、潮干狩りやキャンプ等憩いの場として親しまれてきたという。晴れた日には国頭連山はおろか、伊是名、伊平屋、与論まで実にくっきりと確認できる。

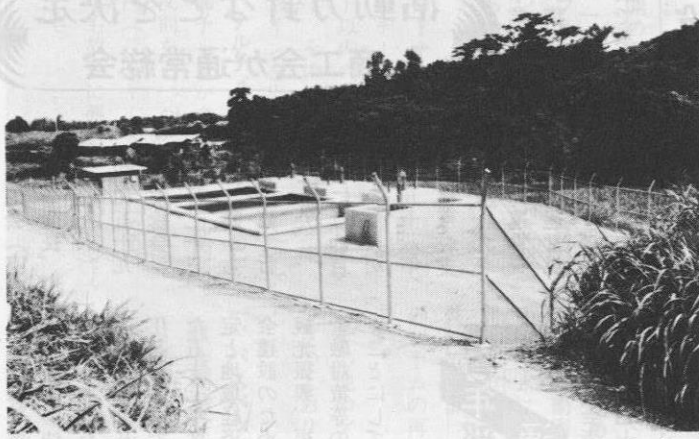
本島の海岸がリーフに囲まれおだやかなのに比べ、この岬は東シナ海の荒波をまともに受け猛々しい。男性的な海・岩・波などの自然から、そこに生きる人間のドラマを垣間見る思いがする。

今帰仁村の人口 昭和59年4月30日現在 ()内は前月比



今月の主な内容

- 二 整備される古宇利漁港
第七次漁港整備計画(五八〜六二年度)実施中
- 三 水産業振興と離島振興に期待
清浄な水を家庭に届けます
謝名地区に緩速ろ過池が完成
- 四 活動方針などを決定
商工会が通常総会
- 五 ホッケー競技の見方
罰則と試合の進め方について
- 六 あなたは今帰仁村に住んで
どのように感じていますか
国土利用計画策定のアンケートから⑥
- 七 村民コーナー私の一言
クイリングオフ制度をご存じですか
字仲宗根三三八 諸喜田スエ子
- 八・九 今帰仁(山北)の歴史(上)
「山北王」(十四〜十五世紀初頭)
若き後継者たち③
海に生きるたくましい男
古宇利春孝さん
- 十 三百万円以内で融資
小規模企業対策資金として



清潔な水を家庭へ届けます

謝名地区に 緩速ろ過池が完成

昭和五十八年度謝名地区簡易水道工事が去る二月二十九日に完了しました。

謝名地区の簡易水道は、昭和四十九年度の特財事業で送・配水管の幹線整備を実施。五十一年度の国庫補助事業で、謝名越地、平敷の配水管の布設替を行い、ほとんど整備は終了していましたが、ところが自己水源は減菌のみで給水していたのがこれまでの実情。今回の事業で緩速ろ過池が完成したことにより、清浄で豊富な水が安心して飲めるようになりました。

工事請負は国吉組(国吉真栄代表)。総事業は五千五百六十万円、国庫補助三千七百万円、起債(国民年金融資)金一千八百五十万円、一般会計

▲謝名地区に完成した緩速ろ過池

②人々の関心もより深めること

今後同会では、目的達成のため、①社会環境をよくすること



湧川で青少年育成会を設立 健やかな成長を願って

湧川区において、青少年育成に関する問題を連絡協議し、青少年の健全育成に寄与することを目的とした「湧川青少年育成会」が誕生した。

発足集会は、五月二十七日午後三時から湧川集落センターで行われ、約四百人の区民が参加した。集会では会長の嘉陽宗武区長があいさつ、次いで経過報告がなされた後、嘉陽誠(小学生)、嘉陽正成(中学生)、金城ちえみ(高校生)、松田善明(青年)、稲嶺光子(婦人)の各層代表が決意表明をし、地域ぐるみで諸問題に取り組むことを確認した。

湧川区において、青少年育成に関する問題を連絡協議し、青少年の健全育成に寄与することを目的とした「湧川青少年育成会」が誕生した。

発足集会は、五月二十七日午後三時から湧川集落センターで行われ、約四百人の区民が参加した。集会では会長の嘉陽宗武区長があいさつ、次いで経過報告がなされた後、嘉陽誠(小学生)、嘉陽正成(中学生)、金城ちえみ(高校生)、松田善明(青年)、稲嶺光子(婦人)の各層代表が決意表明をし、地域ぐるみで諸問題に取り組むことを確認した。

第三投票場は 勢理客公民館 になります。

六月十日は県議選挙

沖繩県議会議員選挙は、六月一日告示され、投票日は六月十日の午前七時から午後六時までとなっております。開票は同日の午後七時。

今回村で投票できる方は、昭和三十九年六月十一日までに生まれ、五十九年二月二十九日から引き続き村に住所を有している方です。ただし、一月三十一日から六月九日までに転出した方については、転出先の市町村(県内に限ります)の証明書を持参すれば投票できます。

なお、今日から第三投票場が今婦仁中学校から勢理客公民館に変わりました。天底・勢理客・渡喜仁・上運天・運天の方は特にご留意ください。



整備される古宇利漁港

第七次漁港整備計画(五八〜六二年度)実施中

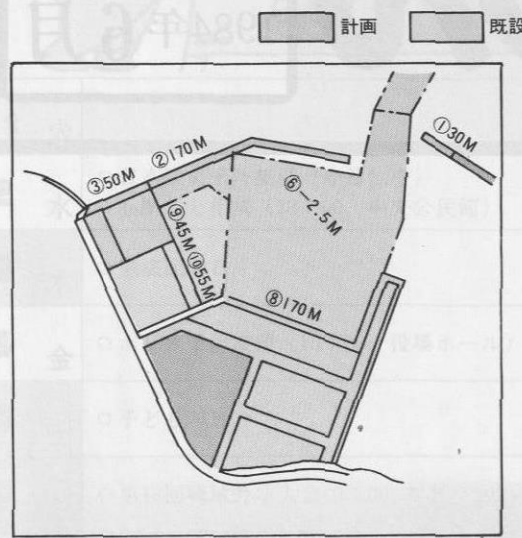
水産業振興と離島振興に期待

村では第七次漁港整備計画の一環として、古宇利漁港整備を五十八年度から六十二年度までの予定で進めています。

古宇利漁港は、第一種漁港として沿岸漁業の根拠地であり、また島唯一の漁港として地域水産業発展の大きな期待を担っています。

しかしながら施設が船揚場のみであることから、①区域が遠浅、狭少のため浚渫を行わない

古宇利漁港の長期計画平面図



①外かく施設及びけい船岸等の整備
②泊地内静穏度及びけい船岸充

本事業で整備される施設

- 外かく施設：防波堤 L=200m、護岸 L=210m (航路) A=1,800㎡
- 水域施設：-2.5M浚渫(泊地) A=17,700㎡、-1.5M泊地浚渫 A=4,400㎡
- けい留施設：-2.5M物揚場 L=170m、船揚場 L=100m
- 輸送施設：道路 L=820m
- 用地：埋立 A=9,000㎡

足率の向上
③陸上機能施設の整備などを計画。

これらの施設が整備されることによって漁港機能が充実し、地域水産業の振興はもとより、離島振興にも大きく寄与するものと期待されています。

古宇利漁港の概況と計画

施設名	単位	現有量	所要量	不足量	充足率 A-B A×100	
54年	けい船岸	m	0	84	84	0
	泊地	㎡	1,500	4,330	2,830	35
	用地	㎡	1,320	21,550	20,230	6
年	船揚場	m	55	81	26	68
	防波堤	m	0			
	道路	m	0			
62年	けい船岸	m	170	167	3	98
	泊地	㎡	9,700	6,075	0	100
	用地	㎡	17,050	37,335	20,285	46
年	船揚場	m	100	99	0	100
	防波堤	m	200			
	道路	m	820			



▲古宇利漁港全景

活動方針などを決定 商工会が通常総会

村商工会（座間味栄全会長、会員二五九人）の「昭和五十九年度通常総会」が、五月二十三日午後二時から中央公民館で行われました。

総会には約百五十人の会員が出席。五十八年度事業報告、収支決算、五十九年度事業計画、収支予算、運営資金の借入限度額の承認、運営規約の一部改正が提案され、満場一致で承認されました。

青年部でも 通常総会

五十八年度の事業では、全般的な経済の伸び悩みの中で「厳しさはあったが、制度資金の活用などにより商工業者が多少なりとも持続できた」と分析。また五十七年度として、経営の安定と地域経済の発表、健全な社会建設のために、商工業および観光振興、福利厚生、経営改善金融対策等の事業を推進していくことにしています。

村商工会青年部（大嶺英、部長、部員二十二名）では、五月

十日午後七時より中央公民館において「第六回通常総会」を開催。「みどり」と花で豊かな村づくり我が街」を統一スローガンに、事業報告、運動方針等を討議しました。また、これまで青年部活動、特に美化作業に尽力した大城清政さん（天底一五六）に感謝状が贈呈されました。

なお、総会では商工会の体質改善と地域商工業振興発展の先駆となることを期し、活動目標が設定されました。青年部ではこれらの方針を踏まえ、今年度は商店街、ビーチの美化作業、講演会、先進地視察、村まつりの協力などの事業を行うことにしています。



であい・ふれあい・わかちあいをテーマに 村青年団が定期大会を開催

五月二十一日夜場ホールで八四年定期大会を行い、八三年年度の総括や役員選出、八四年度運動方針、事業計画、会則改正などを決めました（写真）

総括では、第一回文化祭、芝居公演・機関紙の発行など一年間の活動を振り返ると同時に、会員一人ひとりの悩みや要求を仲間と共に考え運動し発展させていかなければならないことを提起。これらの実績を基に、今年度も組織強化、文化活動、スポーツ活動など数々の行事を進めていくことを話し合いました。

役場A 今泊が優勝

第18回職域野球大会
村体協主催の「第十八回村職域野球大会」は、五月十三日から村営グラウンドで開幕。職域の部に六チーム、同好会の部に十一チームが出場し、それぞれ熱戦が展開された。

職域の部では、本今消防と役場Aが勝ち残り、五月二十六日に決勝戦が行われた結果、八対三で役場Aが優勝した（写真）。

また同好会の部では、今泊と

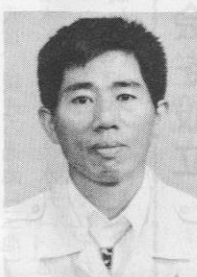


諸志・兼次が五月二十七日の決勝戦に進出し、五対三で今泊が初優勝を飾った。

五月一日付で人事異動を実施 厚生課には保健婦を配置

四月三十日付で、学校教育課長の高良文雄氏が退職されました。高良氏は三十三年四月の職域勤務でした。それに伴い、役場内の人事異動が五月一日付で行われました。（内は前職）

- ▼学校教育課長 玉城修（昇任、企画財政課企画係長）
- ▼企画財政課企画係長 仲里生男（昇任、経済課畜産係）
- ▼経済課畜産係 上間美昭（水道課水道係）



▲学校教育課長 玉城修



▲厚生課保健婦 伊波みどり



▲水道課水道係 与那嶺敏秋

くお願いいたします。なお先月号の新職員紹介中、玉城君江とあるのは玉城喜美江の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

ホッケー競技の見方

No.4

罰則と試合の進め方について

先月の広報（二〇二号）では反則について記してみました。今回は、反則をおかしたときの罰則並びに試合の進め方について紹介します。

◎罰則

反則があったとき、その反則が起ったグラウンドの位置とひとさの度合いによって、反則したチームに次のような罰則が科せられ、相手側のチームにゲーム再開の攻撃権が与えられます。

一、フリー・ヒット(F・H)
フィールド内での普通の反則があったとき

二、コーナー(C)
防御チームが、自陣の二五ヤード以内の地域でボールにぶれて、そのボールが自陣ゴールラインを出たとき

三、ペナルティ・コーナー(P・C)
防御チームが自陣サークル内で反則をとったとき。サークル内(二五ヤード以内)であっても故意に悪質な反則をしたとき

四、ペナルティ・ストローク(P・S)
防御チームのその反則がなければ、得点になっていたであろうと思われる、自陣ゴール前において反則をしたとき

◎警告・退場

故意に悪質な反則を行ったときは、警告させられたりまた退場させられることがある。

◎試合の進め方

前記の罰則一〜五によって相手チームに与えられる攻撃権は、別の面からみればゲームが審判員の笛によって中断されたときのゲームの再開の方法でもあり、また、

その他のゲームの進め方は、つぎのとおりです。

一、パスバック

試合開始及び得点後は、フィールドの中央においてパスバックにより再開されます。

二、ブリー

両者同時反則のとき、一対一

で向かいあって、スティックを三回合わせてからボールを取り合います。

三、十六ヤード・フリーヒット
攻撃チームが相手方ゴールラインにボールを出したとき、十六ヤードの地点でフリーヒットを行います。

四、プッシュイン又はヒットイン
ボールがサイドラインを完全に越えた時は、そのボールが子備のボールを、ボールがサイドラインを越えた地点のサイドライン上に置かなければならない。

ボールは、そのボールに最後に触れたプレーヤーの反対側のチームのプレーヤーによって、不必要な遅延なしに、プッシュまたはヒットしなければならぬ。

プッシュまたはヒットする選手は、その身体がフィールドの内側にあるか外側にあるかは問わない。

◎五ヤード・ルール

フリーヒットやプッシュインのときなど、そのプレーヤー以外の両チームのプレーヤーはボールから五ヤード以上はなれていなければなりません。

◎アドバンテージ・ルールのときの審判員のゼスチュア(ゲームを続行させるとき)



◎アドバンテージ・ルール

反則が起った場合、その反則に罰則を科すよりも相手チームに有利な状況になるときは、反則として笛を吹かないことがあります。ゲームの中断をさけるためにも大変必要なことであります。

◎ホッケーのルールは二十カ条

からなっています。ゲーム中に起こるプレーや必要なことがらを十分に規定しているとは云えません。すなわち、まだあい



▲ホッケーの試合(5月20日の県中学生ホッケー大会から)

あなたは今帰仁村に住んでどのように感じていますか
⑥

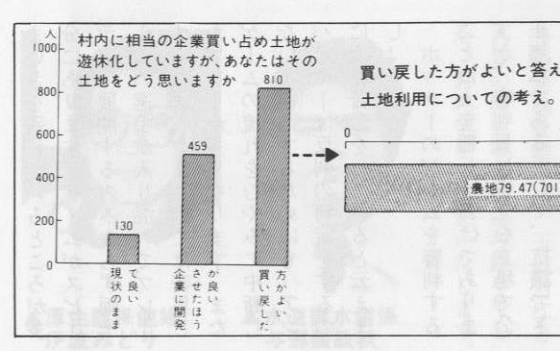
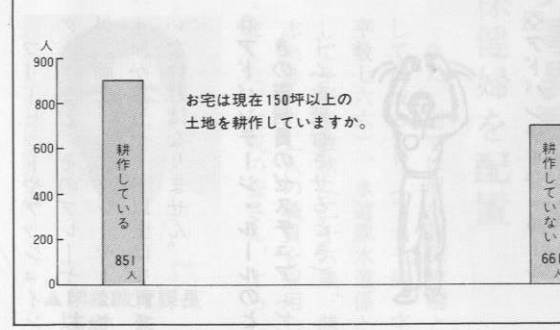
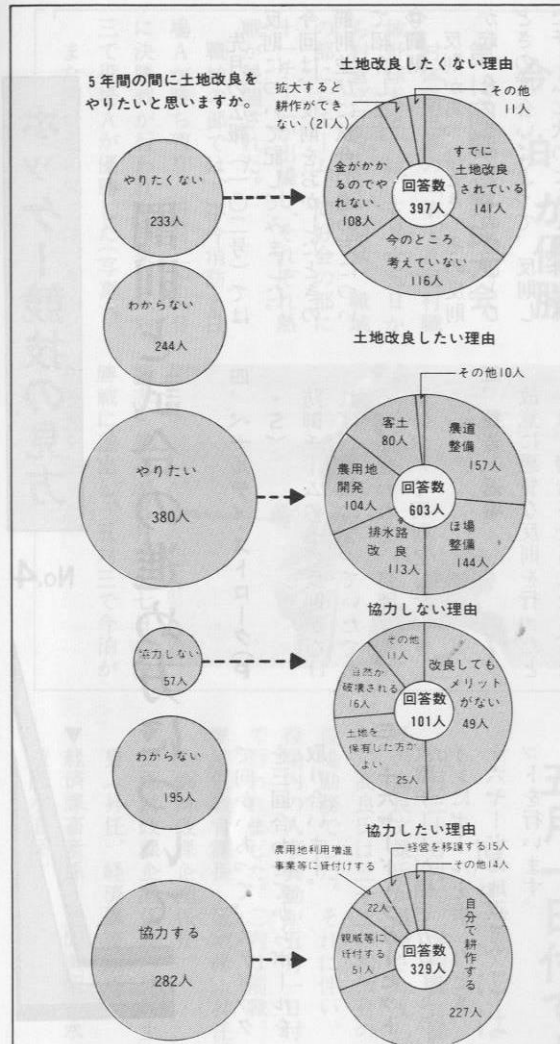
土地利用について

村内に一団をなした買い占め
地が村土の約一割近くもありま
す。これらの土地は復帰後、特
に海洋博前の土地ブームにより
本土等の企業に買い占められた
ものです。そのほとんどが何の
利用もなされないまま放置され
村土の利用上大きな障害となっ
ています。村民がこのような遊
休地に対しどのように考えてい

るのでしようか。またこれまで
農業生産基盤の整備に努めてき
ましたが今後、どのように考え
ているのでしょうか。
①企業買い占め地について
買い戻した方がよいとの意見
が多い。企業に開発させた方が
よいと考えられている方も三分
一います。買い戻して農地とし
て利用すべきという意見が圧倒
的です。農地として利用可能な
遊休地については直接企業に打

診するなり、国土法に基づき利
用計画を提出させるなどいろい
ろと努力しているところで
示された場合は、村の基本構想
土地利用計画等とも整合させ未
然に乱開発を防止するとともに
村民に何らかの形でメリットが
あるよう指導、要望しています
今帰仁村に住んでいるのは企業
ではなく私達であって、私達自
身で考えていかねばなりません

どのように対処していくかは今
後の大きな課題です。
②土地改良について
土地改良をしようとする場合
に、区域内の土地の所有者が必
らずしも農家とは限りません。
また農家であっても形態・思惑
もそれぞれさまざまです。
土地改良したい、協力すると
いう方が多く、非農家でも整備
されれば耕作すると述べている
方も多数います。反面、土地改
良したくない、してもメリット
がないとの意見もあります。
最近の農業は機械・施設化さ
れ、より高度な技術が要求され
て来ています。したがって片手
間農家と専業農家との分離がみ



クーリングオフ制度を
ご存じですか
字仲宗根三三九
諸喜田 スエ子
(前消費生活モニター)



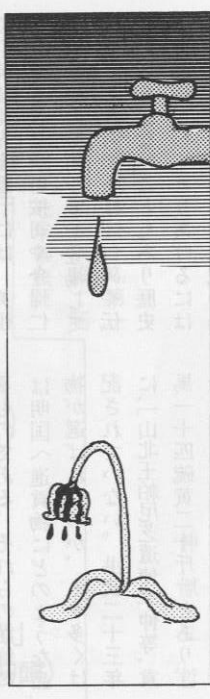
近年、科学技術や経済の発展
に伴い、私たちの生活は豊かで
便利になってきています。その
便利なものの一つに、セールス
マンが家庭や職場を訪問して商
品やカタログを見せて説明し、
申し込みや契約をする、いわゆ
る特殊販売があり、利用する主
婦たちも増えてきています。し
かし利便さの反面、購入した商
品の安全性、販売方法等、消費
者との間にトラブルも数多く見

られるようです。
さて、セールスによって一定
の商品を購入あるいは契約した
ものの、よくよく考えてみると
申し込みを撤回したい、契約を
解約したい、と考える人たちの
ために「クーリング・オフ」制
度があります。これは契約した
商品が本当に必要な冷静に考え
直す期間で、契約書を受け取っ
た日を含めて四日以内なら無条
件で契約の解除(又は申し込み
の撤回)をすることができると
いうものです。
解除(又は撤回)をする時は、
電話でなく書面(内容証明郵便)
で申し出ましょう。代金を全額
現金で支払った場合は適用され

消費生活全般についての
相談はこちらへどうぞ
○沖縄県消費生活センター
(那覇市寄宮二一―一十六
電〇九八八―五五―四二二五
〇九八八―五四―九二〇一)
○村役場経済課水産商工係
(電五六―二二五六
五六―二二五五)

このコーナーは、村民の
皆さんの日頃感じている意
見発表の場です。
村政に対する要望や家庭
のこと、将来の希望など何
でも結構です。村役場総務
課秘書広報係までお寄せ下
さい。
なお、ご意見は四百字詰
原稿用紙二枚程度で、住所
氏名、職業を添えて下さい。
※あて先
今帰仁村字仲宗根二一九
村役場総務課秘書広報係
(TEL五六一二〇一)

生活に欠かせない
水を大切に
6月1日～7日は水道週間
六月一日から
七日までの一週
間は「第二十六
回水道週間」で
す。今や水道は
私たちの生活に
とって必要不可
決のものであり、
さらに社会、経
済活動の原動力
としても欠くこ
とのできない施
設であります。本県の水道の普
及率は九八%以上の高い水準に
達してはいますが、内容的には



田場盛善氏に
自治功労表彰
本村監査委員の田場盛善氏
(字仲尾次五五〇)が、去る四
月二十四日、沖縄県町村監査委
員協議会(知花清治会長)より
自治功労表彰を受けました。表
彰は、多年監査委員として地方
自治振興に寄与された功績が顕
著であるというものです。
田場氏は、昭和五十三年四月
から現在まで村監査員として勤
められ、村の発展にご尽力され
ています。受賞おめでとうございます。

今帰仁(山北)の歴史(上)

「山北王」(十四～十五世紀初頭)

はじめに

今帰仁城(別名北山城ともいふ)を中心とした歴史は、これまで「今帰仁村史」(昭和五十三年)や「北山城跡」(昭和五十三年)などで、ひもとかれてきた。しかし、今帰仁城に関する文献史料が少なく、その歴史解明には限界がある。昭和五十四年度から進められている今帰仁城跡の環境整備事業の一環として発掘調査が行われており、その成果に大きな期待が寄せられている。これまでの発掘調査の結果の一部が、「史跡今帰仁城跡」として報告されている。城跡南側、俗称志慶真門と呼ばれるところの報告で、十四～十五世紀、十五～十六世紀のものと思われる層が検出されている。そこは宅地造成がなされていたとみられる。また、元時代(十三～十四世紀頃)の青磁碗や元青花などが出土しており、文献に

あらわれてくる「山北王時代」との関わりはどうか興味をもたれる。発掘調査によって築城年代が明らかにされる可能性が出てきており、今後の発掘調査・研究に、さらに大きな期待が寄せられている。今帰仁城を中心とした歴史は、いろいろな視点から、その解明にアプローチすることが可能である。例えば、山北(今帰仁)の出てくる文献を中心に取組むことも可能であろうし、また、琉球の正史と目される「中山世譜」から史実をきわめていくのも、ひとつの方法であろう。現在進められている発掘調査、いわゆる考古学の立場からの解明もひとつの方法である。

山北王時代

ここでいう「山北王時代」と

は、琉球(沖縄)の歴史では、「太祖実録」や「中山世譜」に中山王察度・山南王承察度・山北王帕尼芝の三王が鼎立していたことが記されている。いわゆる「三山時代」にあたり、中山・南山・北山が鼎立していた十四世紀から十五世紀初頭にかけてである。「明史」によると、山北は三山のうちで最も弱く、朝貢も最も少なかったことが記されている。三山のひとつである北山の地は、北山城を中心に歴史が展開されていった三山時代は、「グスク時代」に続く時代であり、「山北王時代」も、山原の各地に割拠したアジ(按司)が、ひとつに統合されていく過程をたどって成立していった時代とみることができるとする。その時代のはじまりをどの時期に置くと問題となるのである。今帰仁城跡の発掘調査で検出される層序や遺物から築城年代がおさえられる可能性も出てきており、それによって、「山北王時代」の始まりも、検討されるものと思われる。

山北王が文献に出てくるのは、中国の「明実録」によってである。そのことについて、今帰仁城跡の発掘調査で検出される層序や遺物から築城年代がおさえられる可能性も出てきており、それによって、「山北王時代」の始まりも、検討されるものと思われる。

● 帕尼芝王の進貢(明実録)

- ① 洪武十六年十二月(一三八三)
- ② 洪武十七年一月(一三八四)

- ③ 洪武十八年一月(一三八五)
- ④ 洪武二十一年一月(一三八八)
- ⑤ 洪武二十二年九月(一三九〇)
- ⑥ 洪武二十三年一月(一三九一)
- ⑦ 洪武二十三年六月(一四一五)

帕尼芝王の次に出てくるのが珉王である。「是日、朝鮮国季且琉球国山北王貴州宣慰使安の牒金筑等處士官、各進方物馬匹」とあり、珉王の進貢記録は、この一回限りである。貢物として放物と馬がなされているが、放物の内容はわからない。賜物は記されていない。「中山世譜」では鈔を賜っている。

このように、攀安知王の明国への進貢が二〇年間に十一回(内一回は賀明)あり、三王のうち進貢回数が多い。珉王からの進貢について「明実録」には記されず、「中山世譜」に珉王が薨じ、その子が攀安知が立つとある。

永楽元年の記事を引いてみると「琉球国山北王攀安知、遣使善住古耶等、奉表朝賀、貢放物賜鈔及襲衣文綺、善住古耶致攀安知之言、焉賜冠帶衣服、以變國俗、…」とある。攀安知王が朝賀を奉り、方物を貢ぎ、明国から鈔や襲衣・文綺を賜っている。また王が冠帯衣服を賜らんとことを乞い、それを賜っている。このことは「中山世譜」にもある。ほかの記事から山北王の貢物をひろってみると、馬・硫黄・放物である。そこでも山北王の放物の中味がなんであったかは、はっきりしない。この時代になると賜物は鈔・襲衣・文綺・冠帯・衣服・錢鈔・綵幣・鈔錠・幣表裏・鈔幣など、その種類も多く記されるようになってくる。山北三王の賜物の中に陶磁器が表れないが、発掘調査で出土する陶磁器の量からみるとそれは附搭貨物として交易の主体をなしたものとみられる。

このように、山北三王の記事をみてみると、「山北王時代」というのは、三山鼎立する中で、対外的には中山・南山・山北がそれぞれ一王国として明国と交易をくりひろげた時代である。山北王の三人の中で、最後の攀安知王に至っては「山北王時代」の三王のうちで、ひとときわ隆盛をきわめた時代とみることができるとする。

- ① 「史跡今帰仁城跡」(第一次・二次発掘調査概報) 昭和五十六年・七年参照。
- ② 「山北王時代」までを、前北山・中山・後北山と時代区分をする立場もある。
- ③ 「中山世譜」(一七〇一～一七〇一年)は、延祐年間(一三二四～一三三〇年)から三山の

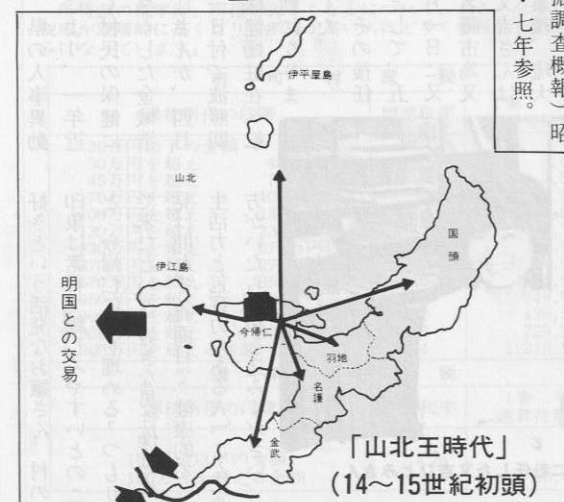
- 攀安知王の進貢(明実録)
- ① 洪武二十九年一月(一三九六)
- ② 洪武二十九年十一月(一三九六)
- ③ 洪武三〇年二月(一三九七)
- ④ 洪武三〇年十二月(一三九七)
- ⑤ 洪武三一年一月(一三九八)
- ⑥ 永楽元年三月(一四〇三)
- ⑦ 永楽二年三月(一四〇四)
- ⑧ 永楽三年四月(一四〇五)
- ⑨ 永楽三年十二月(一四〇五)
- ⑩ 永楽十三年四月(一四一五)
- ⑪ 永楽十三年六月(一四一五)

永楽元年の記事を引いてみると「琉球国山北王攀安知、遣使善住古耶等、奉表朝賀、貢放物賜鈔及襲衣文綺、善住古耶致攀安知之言、焉賜冠帶衣服、以變國俗、…」とある。攀安知王が朝賀を奉り、方物を貢ぎ、明国から鈔や襲衣・文綺を賜っている。また王が冠帯衣服を賜らんとことを乞い、それを賜っている。このことは「中山世譜」にもある。ほかの記事から山北王の貢物をひろってみると、馬・硫黄・放物である。そこでも山北王の放物の中味がなんであったかは、はっきりしない。この時代になると賜物は鈔・襲衣・文綺・冠帯・衣服・錢鈔・綵幣・鈔錠・幣表裏・鈔幣など、その種類も多く記されるようになってくる。山北三王の賜物の中に陶磁器が表れないが、発掘調査で出土する陶磁器の量からみるとそれは附搭貨物として交易の主体をなしたものとみられる。

このように、山北三王の記事をみてみると、「山北王時代」というのは、三山鼎立する中で、対外的には中山・南山・山北がそれぞれ一王国として明国と交易をくりひろげた時代である。山北王の三人の中で、最後の攀安知王に至っては「山北王時代」の三王のうちで、ひとときわ隆盛をきわめた時代とみることができるとする。

このように、山北三王の記事をみてみると、「山北王時代」というのは、三山鼎立する中で、対外的には中山・南山・山北がそれぞれ一王国として明国と交易をくりひろげた時代である。山北王の三人の中で、最後の攀安知王に至っては「山北王時代」の三王のうちで、ひとときわ隆盛をきわめた時代とみることができるとする。

対立があったとする。④ 「明実録」は、「中国・朝鮮の史籍における日本史料集成」(明実録之部)を参照。⑤ 「国頭郡志」(島袋源一郎)四二頁所収「長浜氏系図」からの摘録による。⑥ 「明史」洪武二十六年の条「中国と琉球(野口鐵郎)六二頁の読み下し参照。⑦ 「琉球国の三山統一についての新考察」(和久徳)参照。



「山北王時代」(14～15世紀初頭)

若き後継者たち

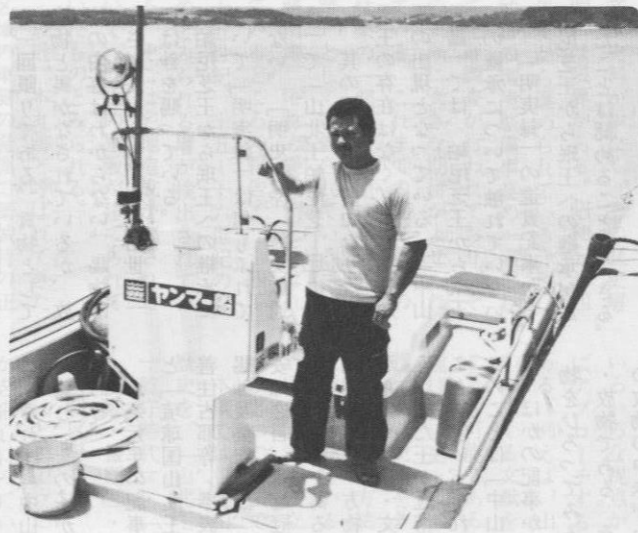
23

海に生きるたくましい男

古宇利春孝さん

今回はこのシリーズが始まって十六歳、古宇利八四(一)が今、初の漁業後継者の登場。村の漁業従事者は一四三人、船数は二二隻(昭和五十六年調査)で、ほとんどが半農半漁。

十六歳、古宇利八四(一)が今、初の主人公だ。古宇利春夫・友子さんの二男四女の長男で、真理子夫人との間に一男一女の子さんがいる。



沖繩水産高校卒業後、しばらく本島中部で土建業に従事した。帰郷したのが昨年夏。以来この道三十数年の父親と二人三脚で漁に出る毎日が続いている。漁業を始めた動機が「ただやうやくて」とのこと、その一言にすべての気がたが込められていたようだ。

一・五トンのグラスファイバ船が父子の愛船。漁は、刺網、延縄など時期に合わせた漁法で、今頃はイラブチ、ガラなどがよく捕れるという。夕方四時頃網を入れ、七時頃揚げるのが日課。一日の水揚げは多い時で百キロ前後、少い時で四十キロ程度で、翌朝六時に名護のセリ市に出荷する。数十隻が灯りをともし網をはずす作業は活気に満ち壮観だ。漁の喜びは何と云っても収穫の多い時。逆にしげや水揚の少い時は、自然の厳しさを味わうことになる。

海域汚染が進む中、近海にはめっきり魚が少くなり、一時間半もかけて遠く伊平屋近くまで行かなければならないという。海が荒れた時は、網の手入れをしたり、さとうきび、カボチャ、スイカの手入れに忙しい。「一休みはなし」で、趣味もあまりないというが、同年代の若者との集いと語らうが大きな活力源のようだ。

数年来低迷を続けているモズク養殖も今年から島をあげて取り組むとのこと。ウニ移植とともに、創る漁業が今後の課題といえよう。もうすぐ旧五月四日のウミンチュの祭典一海神祭一がやってくる。ハーリー船や会場の準備に組合員は余念がない。当日は、春孝さんのかいさばきが見られることだろう。

写真：ウミンチュの遣しさと精悍さを持った古宇利春孝さん

村駐在保健婦に 又吉ひとみさん

吉ひとみさん(名護市為又出身)が赴任。又吉さんは、琉大保健学部卒業後、琉大病院に一年、名護保健所補充として半年勤めた後、村駐在勤務となったもの。趣味は、生け花、スポーツに映画鑑賞。特に西部劇



▲5月1日に赴任した又吉ひとみさん

県の人事異動により、一年近く村民の保健に尽くした金城浩江さんが、四月一日付で波照間保健婦駐在へ転勤になりました。その後任として、五月一日に又吉ひとみさんが赴任。一年近く村民の保健に尽くした金城浩江さんが、四月一日付で波照間保健婦駐在へ転勤になりました。その後任として、五月一日に又吉ひとみさんが赴任。

児童手当(特別給付) 現況届について

児童手当現況届は、毎年一回すべての受給者自身が出す届です。この届は、受給者の前年度の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを毎年一回確認するための届です。もしこの届を出しませんが、六月以後の給資格があっても、六月以後の手当の支払いを受けることができませんので必ず提出してください。

受付は次の日程の午前九時から午後四時まで、村役場厚生課で行います。

- 六月六日(水) 今泊、兼次、諸志、与那覇、仲尾次
- 六月七日(木) 崎山、平敷、越地、仲宗根、玉城、呉我山 謝名
- 六月十一日(月) 天底、勢理客、渡喜仁、運天、上運天、湧川、古宇利

故仲里達雄氏の香典返しとして 百万円を村育英会へ寄附

東京都国立市東四一六一五〇の仲里雪子さんは五月二十五日村役場を訪れ、先頃死去された夫達雄氏(与那嶺出身)の香典返しとして百万円を村育英会に寄附しました。

仲里達雄氏は、東京、大分、宮崎など各県の刑務所長を歴任した後、神奈川県相模原簡易裁判所主席判事に就任。昭和四十八年から東京において弁護士を開業していました。

氏の郷村の子弟にかける熱意は大きく、昭和四十年には仲里



▲松田村長へ寄附金を手渡す仲里雪子さん(右)

300万円以内で融資 小規模企業対策資金として

県では、小規模企業対策資金として、三百万円以内の範囲で運転資金又は設備資金の貸付を行っています。この資金を借りられる方は、常雇従業員数が二十人以下(商業、サービス業は五人以下)の小規模企業者で、県内で一年以上継続して同一事業を営み県市町村税を完納していることが条件となります。

返済は三年以内(うち据置六

ヶ月以内)の割賦で、利率は年六・三%。原則として無担保。連帯保証人一人以上。ただし、一定以上の要件を満たしている場合は連帯保証人もいりません。担保料率は年〇・九六%となっています。

水道料金徴収について

村では、今年4月1日から61年3月31日までの水道料金徴収を次の方々に委託しました。皆様の御協力をお願いします。

- ・内田得二(字諸志19)
- ・田港朝幸(字湧川1900)
- ・新里キヨ(字湧川333-1)

ちぎり絵を習ってみませんか

村教育委員会では、毎週月曜日夜14:00より中央公民館で「ちぎり絵講習会」を開催しています。どなたでも参加できますのでお気軽にお申しください。(参加料は無料ですが材料費として1,200円必要です。)

なお申し込み、問い合わせは 新城侯子さん(字今泊4582・電話56-2560)か黒島奈江さん(字仲宗根218・電話56-2258)へどうぞ。

住民税のあらまし

.....その5

●所得控除 所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。(所得控除は、必要経費ではありません)

種類	控除額(昭和59年度)
① 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額-保険等により補てんされた額)-(合計所得金額×1/10) ②(災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-5万円
② 医療費控除	(支払った医療費-保険等により補てんされた額)×(合計所得金額×5/100)又は5万円のいずれか低い額(限度額200万円)
③ 社会保険料控除	支払った額
④ 小規模企業共済等掛金控除	支払った額
⑤ 生命保険料控除	①支払った保険料が15,000円までは.....金額 ②支払った保険料が15,000円を超え40,000円までは.....支払った保険料×1/2+7,500円 ③支払った保険料が40,000円を超え70,000円までは.....支払った保険料×1/4+17,500円 ④支払った保険料が70,000円を超える場合は.....35,000円
⑥ 障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき.....24万円(特別障害者については.....26万円)
⑦ 老年者控除	納税義務者が老年者である場合には.....24万円
⑧ 寡婦(寡夫)控除	納税義務者が寡婦(寡夫)である場合には.....24万円
⑨ 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には.....24万円
⑩ 配偶者控除	ただし、控除対象配偶者が70歳以上で障害者でない場合には.....27万円 納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である控除対象配偶者.....30万円
⑪ 扶養控除	扶養親族1人につき.....26万円 ただし障害者でない70歳以上の扶養親族は1人につき.....27万円 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき.....31万円 納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は1人につき.....30万円
⑫ 基礎控除	26万円

※住民税には、損害保険料控除と寄附金控除はありません

●所得割の税率 所得割の税率は、所得が大きくなるにつれて、大きくなった部分の税率が段階的に高くなり、所得が高い人ほど多くの税金を納めるしくみになっています。

市 町 村 民 税		(参 考)
課税所得の段階	標準税率	速算控除額
30万円以下の金額	2%	円
30万円を超え45万円以下	3%	3,000
45万円を超え70万円以下	4%	7,500
70万円を超え100万円以下	5%	14,500
100万円を超え130万円以下	6%	24,500
130万円を超え170万円以下	7%	37,500
170万円を超え230万円以下	8%	60,500
230万円を超え370万円以下	9%	97,500
370万円を超え570万円以下	10%	154,500
570万円を超え950万円以下	11%	249,500
950万円を超え1,900万円以下	12%	439,500
1,900万円を超え2,900万円以下	13%	729,500
2,900万円を超え4,900万円以下	14%	1,219,500
4,900万円を超える金額		
道 府 県 民 税		(参 考)
課税所得の段階	標準税率	速算控除額
150万円以下の金額	2%	円
150万円を超える金額	4%	30,000



6月1日
7月2日

村民カレンダー



6/1 金		17 日	○村職域バレー大会(9:00、北山高) ○少女バスケットボール大会(13:00、湧川小中) ○今中PTAバレー大会(10:00、今中)
2 土	○各子ども会リーダー研修会(15:00、中央公民館)	18 月	○3歳児健診(13:00、役場ホール) ○高齢者教室(レクとゲーム)
3 日	○海神祭(14:00、運天港)	19 火	
4 月		20 水	○定例区長会(14:00、役場会議室)
5 火	○定例区長会(14:00、役場会議室)	21 木	
6 水	○心配ごと相談(13:00、中央公民館)	22 金	
7 木		23 土	○村農協通常総会(14:00、役場ホール)
8 金	○湧小中家庭教育学級打合わせ会(18:30、湧小中)	24 日	○今小PTAバレーボール大会(10:00、今小)
9 土	○講演会「子どもの食生活について」(講師一宜保美恵子、14:00、中央保育所、主催~村保母の会)	25 月	○今小家庭教育学級開講式(14:00、今小) ○農業委員会総会(10:00、役場会議室) ○北山老人大学(14:00、中央公民館)
10 日	○沖縄県議会議員選挙(7:00~18:00 各投票場) ○ " " 開票(19:00 役場ホール) ○子豚セリ市(13:00、セリ市場)	26 火	○中央婦人学級開講式(14:00、中央公民館) ○子豚セリ市(13:00、セリ市場)
11 月	○人権相談(10:00、中央公民館) ○天小家庭教育学級開講式(14:00、天小)	27 水	○移動心配ごと相談(13:00、仲宗根)
12 火		28 木	○村公連交歓会(10:00、読谷村)
13 水	○心配ごと相談(13:00、中央公民館)	29 金	○中央婦人学級開講式(14:00、中央公民館)
14 木		30 土	
15 金	○1歳半健診(13:00、役場ホール) ○兼小家庭教育学級打合わせ会(15:00、兼小)	7/1 日	
16 土	○肉用牛セリ市(12:00、セリ市場)	2 月	

■この一年間、鯉のぼりの花に加え、鉄砲百合、梯梧、伊集と様々な花が咲き県民の目を楽しませた。ところで石川市までの高速道路で、風向を見る吹流が鯉のぼりに変わっていたのをご存じだろうか。おそらく公団のアイディアだろうか、さりげない思いやりが心を和ませてくれた。

■来やかなうりずんの季節が過ぎ、本格的な夏が来る。この頃では蟬の声が聞こえるほどになった。季節の変化は微妙である。

■この頃腹のたつことに米軍演習のずさんさがある。名護市許田の機銃弾タンブ直撃事件、さらには宜野座村での戦車による珊瑚破壊事件etc。本村には基地がないから安心、などと言っではいけません。名護市にあるキャンプジョーブの戦車砲の射程距離は半径十九キロ。それに村内の大半が含まれている。

■人間の生活に必要な平和と基本的人権。そのことは憲法でもうたわれている。憲法の保障すらできないのが今の沖縄の現情だ。

編集後記